

改正

昭和60年7月1日いわき市規則第27号

昭和60年9月9日いわき市規則第39号

昭和63年6月28日いわき市規則第20号

平成元年3月31日いわき市規則第18号

平成2年4月3日いわき市規則第22号

平成5年3月31日いわき市規則第14号

平成6年3月31日いわき市規則第10号

平成7年3月28日いわき市規則第11号

平成13年12月26日いわき市規則第62号

平成17年3月31日いわき市規則第29号

平成17年7月12日いわき市規則第62号

平成18年4月3日いわき市規則第37号

平成19年3月27日いわき市規則第13号

平成23年3月31日いわき市規則第7号

平成28年3月31日いわき市規則第16号

令和3年8月12日いわき市規則第45号

令和8年3月26日いわき市規則第21号

いわき市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市都市公園条例（昭和44年いわき市条例第80号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(行為の申請及び許可)

第2条 条例第3条第1項又は第3項の許可を受けようとする者は、市長（条例別表第6に掲げる都市公園に係る許可については、指定管理者とする。次項及び第4項において同じ。）に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、条例第3条第1項各号に掲げる行為をしようとする日の3月前の日の属する月の初日から7日前まで受け付けるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると

認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による申請を市長に行う場合は、公園内行為（変更）許可申請書（第1号様式）により行わなければならない。

4 市長は、第1項の許可に当たっては、条例第3条第4項に規定する場合に限り、第1項の規定による申請の受理をした順序により許可をするものとし、その受理が同時のときは、協議又は抽選の方法により許可をするものとする。

（許可書）

第3条 市長は、前条第1項の許可をしたときは、公園内行為（変更）許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、前条第1項の許可をしたときは、許可書を申請者に交付しなければならない。

（公園施設の設置若しくは管理又は占用の申請及び許可）

第4条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により公園施設の設置若しくは管理の許可を受け、又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、公園施設設置・管理（変更）許可申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、公園施設を設置し、又は管理しようとする日の30日前（許可を受けた事項を変更しようとするときは、7日前）まで受け付けるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 法第6条第1項の規定による公園の占用の許可を受け、又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、公園占用（変更）許可申請書（第4号様式）により市長に申請しなければならない。

4 前項の規定による申請は、公園を占用しようとする日の15日前（許可を受けた事項を変更しようとするときは、7日前）まで受け付けるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

5 第1項に規定する申請に基づく許可は、公園施設設置・管理（変更）許可書（第5号様式）、第3項に規定する申請に基づく許可は、公園占用（変更）許可書（第6号様式）によるものとする。

（有料公園施設の利用の申請及び許可）

第5条 有料公園施設（条例別表第2の公園施設のうちのいわきマリンタワーを除く。）の利用の許可の申請は、その利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日（次項及び第3項において「受付開始日」という。）から受け付けるものとする。ただし、市長（条例別表第1の2の公園施設及び条例別表第2の公園施設のうちの三崎公園野外音楽堂については、指定管理者とする。第3項及び第4項において同じ。）がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、条例別表第1の2の公園施設の利用の予約の申込みは、別に定めるところにより、受付開始日前においても受け付けるものとする。

3 市長は、第1項に規定する利用の許可に当たっては、条例第7条第1項各号に規定する利用の不許可の事由に該当するものを除き、第1項に規定する申請の受理（受付開始日以後の利用の予約の受付を含む。）をした順序により許可をしなければならず、その受理が同時のときは、協議又は抽選の方法により許可をしなければならない。

4 市長は、第1項の許可をしたときは、許可書を申請者に交付するものとする。

（申請書の添付書類）

第6条 条例第12条の3の市長が規則で定める書類は、次のとおりとする。

（1）定款、寄附行為又はこれらに類するもの

（2）登記事項証明書（法人の場合に限る。）

（3）申請書を提出する日の属する事業年度の過去3年間における各事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

（4）申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における公園、公園施設又はこれらに類するものの管理に関する業務実績を記載した書類

（5）組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

（6）代表者の経歴書及び役員名簿

（7）納税証明書

（8）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の提出の全部又は一部を省略させることができる。

（保管工作物等一覧簿）

第7条 条例第12条の10第2項の保管工作物等一覧簿は、保管工作物等一覧簿（第7号様式）によるものとする。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第8条 条例第12条の12の規定による工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。

ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと思われる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 市長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他

市長が必要と認める事項を公衆の見やすい場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

3 市長は、第1項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の者を選定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他市長が必要と認める事項をあらかじめ通知しなければならない。

4 市長は、第1項ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(受領書)

第9条 条例第12条の13の受領書は、受領書（第8号様式）によるものとする。

(公園施設工事等の届出)

第10条 条例第13条各号に規定する行為をした者の届出は、公園施設工事等届（第9号様式）によるものとする。

(使用料の減免等の申請及び決定)

第11条 使用料の減免又は返還を受けようとする者は、公園使用料減免申請書（第10号様式）又は公園使用料返還申請書（第11号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、減免すべき事由があることが明らかであると市長が認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する申請に基づく使用料の減免又は返還の可否の決定の通知は、公園使用料減免決定・却下通知書（第12号様式）又は公園使用料返還・返還申請却下通知書（第13号様式）によるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年7月1日いわき市規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正規定中いわきマリンタワーに係る部分については、昭和60年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月9日いわき市規則第39号）

この規則は、昭和60年9月17日から施行する。

附 則（昭和63年6月28日いわき市規則第20号）

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日いわき市規則第18号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月3日いわき市規則第22号）

この規則は、平成2年4月5日から施行する。

附 則（平成5年3月31日いわき市規則第14号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（平成6年3月31日いわき市規則第10号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月28日いわき市規則第11号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月26日いわき市規則第62号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）
- 2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整を行って引き続き使用することができる。

附 則（平成17年3月31日いわき市規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15号様式備考の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月12日いわき市規則第62号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月3日いわき市規則第37号）

この規則は、平成18年6月21日から施行する。

附 則（平成19年3月27日いわき市規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日いわき市規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日いわき市規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 12 日いわき市規則第 45 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 26 日いわき市規則第 21 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

公園内行為（変更）許可申請書

年 月 日

いわき市長

様

申請者
住所
氏名
電話番号（ ） —

注意 太枠内だけ記入すること。

名 称 公園	行為の場所	
行為の目的	行為の内容	使用面積 ㎡
行為の期間 年 月 日～ 年 月 日	行為の時間 時 分～ 時 分	
その他必要事項		

許 可 伺

使用料 円	条件及び指示事項				
起案者 課 (内線番号)	係	係	いわき市指令 第 号		
職氏名			・	・	・ 起案
課 長	課長補佐	係 長	公 印	・	・ 決裁
				・	・ 施行

公園内行為（変更）許可書

いわき市指令 第 号
年 月 日

殿

いわき市長

印

名 称 公園	行為の場所	
行為の目的	行為の内容	使用面積 ㎡
行為の期間 年 月 日～ 年 月 日	行為の時間 時 分～ 時 分	
条件及び指示事項	使 用 料 円	
<p>都市公園法及びいわき市都市公園条例の該当規定を遵守すること。</p>		

公園施設設置・管理（変更）許可申請書

年 月 日

いわき市長

殿

申請者
住所
氏名
電話番号（ ） —

注意 太枠内だけ記入すること。

名 称 公園	設置・管理の目的（変更の理由）	
設置・管理の場所	面 積	m ²
設置・管理の期間 年 月 日～ 年 月 日	施設の種類及び構造	
設置・管理の方法	工事の実施方法	
工事の着手・完了の予定 年 月 日～ 年 月 日	公園の復旧方法	

許 可 伺

使用料 円	条件及び指示事項					
起案者 職氏名	課 (内線番号)			係	係	いわき市指令 第 号
						・ ・ ・ 起案
部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	公 印	・ ・ ・ 決裁
						・ ・ ・ 施行

公園占用（変更）許可申請書

年 月 日

いわき市長

殿

申請者
住所
氏名
電話番号（ ） —

注意 太枠内だけ記入すること。

名 称 公園	占用の目的
占用の場所	占用物件の種類及び構造
占用期間 年 月 日～ 年 月 日	占用面積又は数量
占用物件の管理方法	工事の実施方法
工事の着手・完了の予定 年 月 日～ 年 月 日	公園の復旧方法

許 可 伺

使用料 円	条件及び指示事項					
起案者 職氏名	課 (内線番号)			係 ()	係	いわき市指令 第 号
部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	公 印	・ ・ ・ 起案
						・ ・ ・ 決裁
						・ ・ ・ 施行

公園施設設置・管理（変更）許可書

いわき市指令 第 号
年 月 日

殿

いわき市長

印

名 称 公園	設置・管理の目的	
設置・管理の場所	面 積	m ²
設置・管理の期間 年 月 日～ 年 月 日	施設の種類及び構造	
条件及び指示事項	使 用 料	円
<p>都市公園法及びいわき市都市公園条例の該当規定を遵守すること。</p>		

公園占用（変更）許可書

いわき市指令 第 号
年 月 日

様

いわき市長

印

名 称 公園	占用の目的
占用の場所	占用物件の種類及び構造
占用期間 年 月 日～ 年 月 日	占用面積又は数量
条件及び指示事項	使 用 料 円
<p>都市公園法及びいわき市都市公園条例の該当規定を遵守すること。</p>	

第7号様式（第7条関係）

保管工作物等一覧簿

整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等 が放置されていた 場所	除却 した日 時	保管 開始日 時	保管場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

第8号様式（第9条関係）

受 領 書

年 月 日

いわき市長 様

住所
(所在地)
返還を受けた者 氏名
(名称及び代表者氏名)
電話番号 ()

返還を受けた日時		年 月 日 時
返還を受けた場所		
返還を受けた 工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形 状	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

公園施設工事等届

年 月 日

いわき市長 様

申請者 住所
 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名)
 電話番号 ()

注意 太枠の中だけ記入してください。

名 称		公園
届出区分（該当する□に✓印を付けてください。）		
<input type="checkbox"/> 公園施設設置の完了 <input type="checkbox"/> 公園施設管理の廃止 <input type="checkbox"/> 公園施設設置の廃止 <input type="checkbox"/> 公園の原状回復 <input type="checkbox"/> 公園占用工事の完了 <input type="checkbox"/> 公園占用の廃止 <input type="checkbox"/> 監督処分による工事完了 <input type="checkbox"/> 立体都市公園の構造の損害防止措置等の完了 <input type="checkbox"/> 公園内の土地についての所有権の移転又は抵当権設定		
占用物件名		
廃止又は原状回復の理由		
原状回復月日		
原状回復の方法		
監督処分により命ぜられた工事の内容		
住所氏名の変更 権利の承継	新住所 氏名 権利の承継の相手方	

確認者							課	係	確認 . . .
							(内線番号)		
職氏名									
部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	公印			決裁 . . .

公園使用料減免申請書

年 月 日

いわき市長 様

申請者 住所
 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名)
 電話番号 ()

注意 太枠の中だけ記入してください。

名 称		公園
公園使用許可年月日 年 月 日	指令番号 いわき市指令 第 号	使用料 円
申請理由		

減 免 決 定 伺

決 定 区 分	減 額 <input type="checkbox"/> 決 定 <input type="checkbox"/> 却 下	免 除 <input type="checkbox"/> 決 定 <input type="checkbox"/> 却 下
使 用 料 円		
減 免 額 円		
減免後の額 円		
起 案 者 職 氏 名	課 (内線番号)	係)
		いわき市指令 第 号
		起案 . . .
部長	次長	課長
課長補佐	係長	係員
公印	決裁 . . .	
		施行 . . .

公園使用料減免^{決定}却下_{却下}通知書

いわき市指令 第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

		申請年月日	
		年	月 日
使 用 料	減 免 額	差 引 納 付 す べ き 額	
円	円	円	
却下の理由			

公園使用料返還申請却下通知書

年 月 日

様

いわき市長 印

年 月 日付け申請分

決定区分

返還する。

返還しない。

返還する使用料

円

返還しない理由

備考

- 1 この処分に不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。